

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

質 問 事 項		整理番号 (仙台市記入欄)	1-1
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	現在の計量日を教えてください。	計量日は毎月1日です。	
2	施設について、自動検針装置はついてますか。	自動検針装置がついております。	
3	施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	仕様書「2. 仕様(2) 契約電力及び予定使用電力量」ア契約電力及び(3) 契約期間」に記載のとおりです。	
4	自家発補給電力につきまして、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季 すべての単価を入札時提出の内訳書に提示させていただくことは可能でしょうか。	問題ありません。内訳書については、入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。	
5	上記単価の提示が入札時に不可の場合、契約時に弊社にて単価を改めて提示させていただく認識でお間違いないでしょうか。	上記回答のとおりとします。	
6	契約書案に、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季 すべての単価が明記されない状態になっておりますが、こちら実際の契約時には 単価一覧を挟み込んでいただくことは可能でしょうか。	不可とします。頂いた内容については、すべて電力需給契約書(案)明細書に明記可能ですので、そちらをご使用ください。	
7	自家発補給電力不使用月単価につきまして、使用月の20%、30%、50%等のご指定はありますでしょうか。	指定はありません。	
8	内訳書に記載する自家発補給電力基本料金については使用月、不使用月どちらの記載になりますでしょうか。	使用月、不使用月どちらも記載してください。	
9	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	融雪用電力の契約は含まれておりません。	
10	融雪設備等は設置されていますか。	融雪設備等は設置しておりません。	
11	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。	
12	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書「2. 仕様(2) 契約電力及び予定使用電力量」ウ力率」に記載のとおりです。	
13	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。なお、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。	
14	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか A: 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) B: 電力量料金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) C: 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) D: 再エネ賦課金=使用電力量×単価(小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持) ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E: 月額合計=各月A~D合算(小数点以下切捨て)	計算過程における端数処理方法の指定はありませんが、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。	
15	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札金額は「税込総額」です。	

16	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	可能ですが、請求書1枚で以下を確認できることが必要です。① 請求者（住所、氏名 法人は法人名及び代表者の肩書・氏名）② 請求先 ③ 請求内容（件名）④ 請求金額（インボイス対応）⑤ 請求年月日 ⑥ 振込先口座
17	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	可とします。
18	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は 【紙請求書による特別対応について】 の回答をお願いいたします。）	可とします。
19	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。	上記18に記載のとおりです。
20	弊社の電子請求書は、原則、 確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します 。ご了承いただけますでしょうか。	可とします。
21	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	請求書、契約書ともに税込単価の記載で問題ありません。
22	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）第11条第3項のとおりです。
23	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	ひとつの需要施設内で更に個別に請求書が必要となるものではありません。
24	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
25	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じただくことは可能でしょうか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については、電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。
26	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	変更の予定はありません。万一、契約電力を変更する場合には、協議します。
27	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	仕様書記載の契約電力での契約とします。万が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。
28	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月 〇〇kW	・契約電力：3,000kW（常時供給電力：2,000kW 自家発補給電力：1,000kW） ・最大需要電力（実績値）：2025年10月 2,810 kW

29	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書記載の契約電力での契約とします。万が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。
30	契約書締結までの10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。
31	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。	引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事の予定はありません。
32	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	契約開始後に発生した工事作業及び工事申込については、必要な時期までに受注者と協議します。
33	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	郵送による入札者が落札者となった場合には、落札者の方へ、開札日当日に電話連絡いたします。 落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、開札日翌日以降、電話・メールでのお問い合わせにも対応いたします。
34	契約書案第20条 「この契約に定めのない事項～協議し、その処理に当たるものとする。」とありますが、覚書等での取交しは可能でしょうか。	協議可能です。
35	※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	1-2
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	地方自治体第234条の3に基づく長期継続契約について 地方自治法第234条の3は、普通地方公共団体が翌年度以降も継続して契約を締結できる「長期継続契約」を定めた規定となりますが、ご認識を合わせたく①～③についてそれぞれご回答いただけますでしょうか。 ①来年度は入札を実施しないということになりますでしょうか。 ②入札を実施し「不調」などで「次回事業者が決まらなかった場合」、 現事業者は契約を解除することはできますでしょうか。 ③②の解除に契約解除について契約締結から半年後など規則はございますでしょうか。	①契約期間が年度をまたぐこととなりますが、契約期間内において、同一案件の再度の入札は行いません。 ②③契約解除に関する規定は、電力需給契約書（案）に定めのあるとおりです。	

- 注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。
- 注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名 仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	2
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	電力需給契約書（案）第10条 について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	電力需給契約書（案）第10条に基づき協議いたします。	
2	電力需給契約書（案）第11条4項について 弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。	遅延（延滞）利息率は電力需給契約書（案）第11条第4項のとおりとします。	

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	3
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	入札書記載の日付をご指示願えますか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。	
2	入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますか。	ホチキス留め、袋とじ、割印等は必要ありません。	
3	契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	不可です。電力需給契約書(案)第6条のとおり、各月の請求は燃料費等調整を行うことが必須です。	
4	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	燃料費等調整額は、電力需給契約書(案)第9条において「当該区域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うもの」と定めており、その範囲内であれば適用可能です。	
5	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	燃料費等調整額は電力需給契約書(案)第9条のとおりとしますが、対応が困難である場合は協議します。	
6	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承くださいませ。	問題ありません。	
7	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。	
8	計量日は毎月1日でしょうか。	計量日は毎月1日です。	
9	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	建替や増築、トランス増量、受変電設備及び引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設などの工事予定はありません。	
10	現在の契約電力をご教示いただけないでしょうか。	契約電力:3,000kW(常時供給電力:2,000kW、自家発補給電力:1,000kW)	
11	スマートメータは設置されていますでしょうか。	自動検針装置がついています。	
12	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えてくださいませ。	電力供給会社は丸紅新電力株式会社になります。	
13	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承くださいませ。また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。	可能ですが、請求書1枚で以下を確認できることが必要です。① 請求者(住所、氏名 法人は法人名及び代表者の肩書・氏名)② 請求先 ③ 請求内容(件名)④ 請求金額(インボイス対応)⑤ 請求年月日 ⑥ 振込先口座	
14	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。	振込になります。	
15	支払に関する記載がございましたが、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	電力需給契約書(案)第11条第3項のとおりです。	

16	銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。	了承します。
17	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
18	第2条（権利義務譲渡・・・） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。 但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	追記は認めません。電力需給契約書（案）第2条のとおりです。
19	契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが 契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。
20	第5条（使用電力量の計量）第11条（料金の支払） 記載では「計量結果の通知後、請求」となっておりますが、 実際の業務では1日（計量日）の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承くださいませでしょうか。	了承します。
21	第8条（力率） 下記文言の追記をお願いできますか➡ 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。	追記は認めません。電力需給契約書（案）第8条のとおりです。
22	第〇条（違約金・・・） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価表に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、単価表に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	追記は認めません。当該事由が発生した場合は、電力需給契約書（案）第20条に基づき協議します。
23	第20条（契約外の事項） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。	追記は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	4
質 問 事 項		回	答 (仙台市記入欄)
1	燃料費等調整に関しまして、お尋ねいたします。 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。		電力需給契約書（案）第6条のとおり、各月の請求は燃料費等調整を行うことが必須です。 応札いただいた場合は、本契約内容に対応可能であると判断します。

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	5
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	請求額が分割で振り込まれることがありますでしょうか。	ございません。	
2	請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承くださいませでしょうか。	可とします。	
3	請求書につきましては「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形でも問題ありませんでしょうか。	問題ありません。	
4	請求書は紙請求書の発行はしておらず、メール送付又はシステムからダウンロードとなります。ご了承くださいませでしょうか。	可能ですが、請求書1枚で以下を確認できることが必要です。① 請求者（住所、氏名 法人は法人名及び代表者の肩書・氏名）② 請求先 ③ 請求内容（件名）④ 請求金額（インボイス対応）⑤ 請求年月日 ⑥ 振込先口座	
5	電気料金に対し政府の支援政策が実施される場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。	請求時の値引きについて了承します。 なお、入札金額は、当該値引き額を含めずに積算してください。	
6	請求書へは電子印がされているため、請求担当者の記載等の個別対応しておりませんがご了承くださいませでしょうか。	可とします。	
7	対象施設について、自動検針装置設置済みかご教示ください。	自動検針装置を設置済みです。	
8	対象施設の現在の電力供給会社をご教示ください。	丸紅新電力株式会社です。	
9	自己託送契約の有無、自己託送がある場合はその内容（契約電力(kW)、仕様想定量(kWh)、送電先施設、自己託送事業者）をご教示ください。	自己託送契約はございません。	
10	旧一般電気事業者の燃料費等調整単価の算定方法または燃料費調整等制度が変更された場合は、単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。	
11	契約期間中に一般送配電事業者の託送料金単価等に料金改定があった際、契約料金単価の変更は可能でしょうか。	電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市松森工場電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	6
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	ペーパーレスの観点から請求書は、WEBマイページ上で確認頂く形となりますがよろしいでしょうか。	可能ですが、請求書1枚で以下を確認できることが必要です。① 請求者（住所、氏名 法人は法人名及び代表者の肩書・氏名）② 請求先 ③ 請求内容（件名）④ 請求金額（インボイス対応）⑤ 請求年月日 ⑥ 振込先口座	
2	上記に付随して、請求書は電子印の角印となりますが、よろしいでしょうか。	可とします。	
3	1 拠点につき分割でお振込みはございますでしょうか。 1 拠点 1 枚の請求書となりますため分割で請求書の発行ができません。ご了承いただけますでしょうか。 1 拠点 1 枚となります。 1拠点につき複数名義でお振込み頂くことは可能ですが、分割で振込がある場合は事前に詳細をご連絡ください	1 拠点につき分割での振込はありません、	
4	各拠点の検針日をお伺いできますでしょうか。	計量日は毎月 1 日です。	
5	検針日が 1 日以外の場合は下記の通りの請求となります。よろしいでしょうか。 例 検針日が毎月 6 日の場合 4月 6 日～5月 5 日 5 月分 5月 6 日～6月 5 日 6 月分	上記 4 に記載のとおりです。	
6	上記に付随して年度末の請求書ですが検針日が 2 月 6 日～3 月 5 日が 3 月分、3 月 6 日～4 月 5 日が 4 月分となります。また 4 月分の請求書の連携日は 5 月第 6 営業日前後となります。よろしいでしょうか。	上記 4 に記載のとおりです。	
7	また、請求書は毎月第 6 営業日にマイページにアップロード致します。よろしいでしょうか。	可とします。	
8	旧一般電気事業者が、燃料費等調整費・市場価格調整の算定方式を変更した場合は弊社も変更させていただく場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。	
9	経済状況の変化、燃料費の上昇により価格の見直しを協議させていただく場合がございます。よろしいでしょうか。	電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。	
10	2026 年 4 月より東北電力株式会社様の燃料等調整費の算出方法が変更となりました。 弊社は検針日に関わらず東北電力株式会社様の「毎月初日以外のお客様」を用いますがよろしいでしょうか。	了承します。	
11	自家発補給電力の使用時、不使用時の基本料金の倍率の指定はございますでしょうか。	指定はございません。	
12	自家発補給電力の契約がございますが、使用時期をお伺いできますでしょうか。また、使用時は 1 か月前までにご連絡頂き、事故など突発的に使用する場合は速やかにご連絡いただいて宜しいでしょうか。	使用時期は 10 月、11 月を計画しております。 また、連絡体制について了承します。	
13	電力の供給期間が年度をまたいでおりますが、使用する燃料費調整額は算出方法は使用開始時の算定諸元で宜しいでしょうか。	電力需給契約書（案）第 9 条において、「当該区域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うもの」と定めています。使用開始時の算定諸元がその範囲内であれば適用は可能です。	

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注 3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。